○財務省・農林水産省告示第二十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十九日

財務大臣　城島　正光
農林水産大臣　郡司　彰

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え七年以下	年四厘五毛
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十八年以下	年一分一厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
六年以下	年四厘
六年を超え七年以下	年四厘五毛
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十五年以下	年九厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十八年以下	年一分一厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第百六十三号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣　田中眞紀子

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九千四十九人」を「九千八十九人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千四百五十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

「年五毛」を「年零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二百五十二号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Bのグループ Ⅲ、附属書Cのグループ Ⅰ及び附属書Eのグループ Ⅰに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長浜　博行

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十一月三十日までとする。

○経済産業省告示第二百五十三号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を次のように指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月十九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　長浜　博行

地域	商号、名称又は氏名	住所及び主たる事務所の所在地
第一地域（北海道）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第二地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第三地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	ＥＭＧマーケティング合同会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	極東石油工業合同会社	千葉県市原市千種海岸一番地
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	富士石油株式会社	東京都品川区東品川二丁目五番八号